

平成30年12月12日

保護者の皆様へ

山王幼稚園 園長 関口 次雄

平成29年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成29年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	38,634	54,554	-
5月	38,584	54,504	102,484
6月	38,574	54,494	102,474
7月	38,534	54,454	102,434
8月	38,544	54,464	102,444
9月	38,534	54,454	102,434
10月	38,504	54,424	102,404
11月	38,444	54,364	102,344
12月	38,434	54,354	102,334
1月	38,424	54,344	102,324
2月	38,424	54,344	102,324
3月	40,754	56,674	104,654

(給付対象期間 平成29年4月～平成30年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	71,570	87,070	137,790	-
5月	71,570	87,070	137,790	-
6月	71,520	87,020	137,740	-
7月	71,520	87,020	137,740	-
8月	71,520	87,020	137,740	-
9月	71,440	86,940	137,660	-
10月	71,390	86,890	137,610	-
11月	71,520	87,020	137,740	-
12月	71,570	87,070	137,790	-
1月	71,610	87,110	137,830	-
2月	71,610	87,110	137,830	-
3月	89,070	104,570	155,290	-

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	62,710	78,210	128,930	-
5月	62,710	78,210	128,930	-
6月	62,660	78,160	128,880	-
7月	62,660	78,160	128,880	-
8月	62,660	78,160	128,880	-
9月	62,580	78,080	128,800	-
10月	62,530	78,030	128,750	-
11月	62,660	78,160	128,880	-
12月	62,710	78,210	128,930	-
1月	62,750	78,250	128,970	-
2月	62,750	78,250	128,970	-
3月	80,210	95,710	146,430	-

(給付対象期間 平成29年4月～平成30年3月)